

平成 2 9 年 8 月 臨時会 (平成 2 9 年 8 月 2 4 日)

泉南清掃事務組合議会会議録

平成29年第1回泉南清掃事務組合議会臨時会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	3
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○閉会の宣告	8
○署名議員	11

平成29年泉南清掃事務組合議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

平成29年8月24日（木曜日）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3

出席議員（12名）

1番	畑 中 讓 君	2番	二 神 勝 君
3番	三 原 伸 一 君	4番	庄 司 和 雄 君
5番	見 本 栄 次 君	6番	土 井 清 史 君
7番	原 口 悠 介 君	8番	岡 田 好 子 君
9番	古 谷 公 俊 君	10番	竹 田 光 良 君
11番	大 森 和 夫 君	12番	田 畑 仁 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	竹 中 勇 人 君	副 管 理 者	水 野 謙 二 君
-------	-----------	---------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	西 田 満 君	事務局次長兼 庶務課長	南 茂 樹 君
会 計 管 理 者	今 橋 正 能 君	事 業 課 長	古 木 康 之 君
庶務課長代理	石 田 弘 司 君	事業課長代理	東 浩 次 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土井清史君） おはようございます。

定刻になりましたので、これより開催させていただきます。

本日、皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、古谷議員がおくれるとの報告がありました。

定数12名中、ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、平成29年第1回泉南清掃事務組合議会臨時会を開会いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（土井清史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、11番、大森和夫議員、1番、畑中讓議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（土井清史君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。



◎管理者の挨拶

○議長（土井清史君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりま

すので、これを許可いたします。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

平成29年第1回泉南清掃事務組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろから土井議長初め、組合議会議員の皆様方には、清掃行政に深いご理解とご協力を賜っておりますこと、心から御礼を申し上げます。本日は、またお暑い中、またご多忙の中、ご参加いただきましてまことにありがとうございます。

本日提案をさせていただいております議案につきましては、議案第1号、工事請負契約の締結についての1件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者、どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案書の1ページをお開き願います。

提案理由につきましては、本件は、1、2号バグフィルターの更新工事につきまして工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の同意を得るため議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、1、2号バグフィルターの更新工事でございます。契約の相手方につきましては、JFEエンジニアリング株式会社大阪支店でございます。契約金額につきましては1億6,740万円、契約方法につきましては、施工業者でありますJFEとの特

命随契でございます。8月9日に仮契約を締結させていただいたところでございます。

議案書3ページをお開き願います。

工事箇所につきましては、泉南清掃工場の一般廃棄物処理施設の排ガスの処理設備でございます。工事概要につきましては、1、2号バグフィルターの更新工事一式となっております。工事期間につきましては、記載のとおり、本契約の締結日から平成30年の3月16日までということとさせていただきます。

なお、5ページ以降に契約書、その他資料といたしましてフローシート、図面等を添付させていただきますので、ご参考としていただきたいと思います。

以上、甚だ簡単でございますけれども、議案第1号の説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

どうぞ、大森議員。

○11番（大森和夫君） 特命随契にする理由ですよね。これは随契をもうやめようというのが泉南市議会でも泉南市のほうもそうだと思うんですけども、特別な理由がない限り認められないというふうに思うんですけども、今のは施工業者が会社からやるという、これだけではちょっと理由には、理由として認められないと、薄いというふうに思うんですけども、その点どう考えておられるのか。

バグフィルターというのは1・2号とありますが、3、4とかがあるか、もうこれで全部なのか。大体バグフィルターってどれぐらいもつもの、そういう説明もお願いいたします。

○議長（土井清史君） 事業課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまのご質問の件ですが、まず特命随契にした理由でございますが、泉南清掃事務組合は焼却炉が2炉ありまして、1炉のほうは必ず年間を通して運転をしてまいります。運転をしながらの工事ということになりますので、プラントメーカーが定期補修などをやりながら、ほかの業者がそこに入って工事をするというのはどうも難しいということになりました。それと、もし工事期間中に何か不測の事態が起こっても設備のことを熟知しているプラントメーカーでしたら対応ができるということで、今回特命随契ということで判断をさせていただきました。

泉南清掃事務組合には95トン能力を持った焼却炉を2つ備えております。ですから、1号炉、2号炉だけです。3号、4号、5号はありません。

それから、工事をしてどれぐらいもつかというご質問ですが、メーカーが推奨するのは約10年ということとなっております。ただし流れるガスの量、それからごみ質、いろんな条件が関係してきますので一概に10年とは言えないんですが、どれぐらいもつのかと言われたらざっくり10年から12年、13年ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） バグフィルターのことが、1つの炉に1つで1号、2号で全部だということですね。特命随契する場合は例えば泉南市で言われている場合でいえば、泉南市でなくても地方自治事務契約の関係で、緊急性があって入札にかかる時間がないとかということがあればそういう場合は認めましょうという効力がありますけれども、基本的にはやらないということだと思えますよ。つくった業者がそこやからするというふうにおっしゃるけれども、本体をつくる会社自身が倒産する場合とか、それからここが経営が変わる場合も、経営者がかわるとかいう場合もあるやろうし、それからここしかできへんというのは、反対にいうたら何かの事故があったときにどんな対応をするのかと、もうちょっと対応性というか、どこがやってもできるようなものにしておかへんかったら、反対に何かのときに困るということは思うんですけれども、そういう点をどない考えているのか。

だから、1つは、特命随契するいろんな条件がありますけれども、緊急を要するとかというような条件には当てはまっていない点でどう思うのか、それが1つと、1つの業者に頼っていて何かのときに間に困るのではないかと、それについてどう考えているのかをお答えください。

○議長（土井清史君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 緊急性という点ですが、昨年2号炉のバグフィルターのケーシング部分といたしまして一番外側の鉄皮の部分なんですけど、そこに大きな穴があいていることがわかりまして緊急修繕という形で補修をしております。そのときの写真が今ここにありますので、回覧なりしていただければよくわかっていただけたと思います。

その時点で鉄皮の部分を全体で覆っている保温板金というのがあるんですが、それを全てめくらないとどこにどれだけの穴があいているかわからないということで、大きな穴があけばそこから空気が流入して規定のごみを燃やすことができないということになりました。ということで、もうすぐに工事をしなければならぬということで、今回特命随契の工事に踏み切ることになりました。

以上です。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） 事故があったのがいつで、それで現在使っているバグフィルターが何年かかっているのか。緊急性があるかどうかということの判断、大事なところなのでその辺のところ間違いがないのかどうかね。それであればやっぱり事故があったことをちゃんと説明して緊急性を言うてもらわへんと困ると、それからこの時点ではいろんな事情があるけれども、競争入札を基本にするということで今後考えていくのか、ちょっと管理者としても市長のほうにもお答え願いたいと思います。その点をどう考えておられるのか、入札のあり方、今後のあり方について、ちょっとその点もお聞かせください。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） 事業課長が先ほど申しあげました減肉、肉が痩せて箱に穴があいたというのは去年の夏ごろのことです。その後、応急対応ということで当て板ということで鉄板をその上から張りつけてとめている状態なんですよ。バグフィルター、ダイオキシンの除去のために非常に重要なものではあるんですけども、この部分は平成11年から12年にかけて排ガス規制、法改正、ダイオキシンの関係で規制が強化されたときに、バグフィルターとかガスの冷却設備とかいろんな設備をあわせて工事したものの一部でございますけれども、随契の話が出ておりましたけれども、確かに地方自治法の何条、234条の2号には、契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約で締結するものとする、ただし随意契約の場合は政令で定める場合に限りこれによることができるという規定がまずございます。

そういったことを踏まえまして、例えば泉南市のほうでは随意契約に関するガイドラインというものがあつたかと思うんですけども、そのガイドラインの中に政令で定める場合の第2号の事例として、既設の設備等の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確であるとか著しい支障がある場合は、施工メーカーに施工させることができるという事例が掲げられております。

ですので、先ほど申しあげたバグフィルターは排ガス処理設備、その当時30億ぐらいかけて工事したものの一部でございますけれども、そういったいろんなところに関連した設備でございますので、泉南市のガイドラインに沿った形で今回特命随契を行った。ただ契約額等につきましては、設計額、公に言っております積算基準等を十分精査した中で予定価格等を設定するには、適切な歩切りを行ったり、そういった形で適切な契約のもとで契約している

ということでご理解いただけたらと考えております。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

田畑議員、どうぞ。

○12番（田畑 仁君） これは当初で予算を組んでおったんですよね、ちょっとだけ。組んでいて、残りのお金を詳しい説明してどんな形になるんですか。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） 予算措置につきましては、昨年の夏ごろ破孔、穴があいたということをお知らせしましたが、それらを踏まえて29年度の当初予算で予算措置はしてございました。その予算の範囲内での今回は契約額ということになってございます。

以上です。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

○12番（田畑 仁君） はい。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（土井清史君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

これをもちまして閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成29年第1回泉南清掃事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年8月24日

議 長 土 井 清 史

署 名 議 員 大 森 和 夫

署 名 議 員 畑 中 讓